

地方財政審議会付議案件

令和5年3月3日（金）

（案件名）

- ・ 夕張市財政再生計画の変更の同意について（決裁案件）

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5・6 （略）

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

自治財政局 財務調査課

仁藤財政健全化専門官

（内23475）

夕張市財政再生計画の変更 (令和5年3月)の概要

- 昨年12月6日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、その後が発生した新たな事情に早急に対応するため、令和4年度及び令和5年度の各年度の歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

I 経過

- R5. 3. 1 夕張市議会が財政再生計画の変更の議決
 - 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

令和4年度

(1) 幸福の黄色いハンカチ基金積立 (+325百万円)

夕張まちづくり寄附条例に基づき、夕張市のまちづくりに関して寄せられた寄附金(ふるさと納税)を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるもの。
(財源) 寄附金収入 325百万円

(2) 市立診療所等移転改築 (+186百万円)

市立診療所等の建設工事に係る資材費の高騰及び進捗状況に対応するため、経費を増額するもの。
(財源) 国支出金 93百万円
地方債 93百万円

令和5年度

(1) 市立診療所等移転改築（＋971百万円）

市立診療所等の建設工事及び医療機器の整備等を行うため、必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金	151百万円
道支出金	16百万円
地方債	629百万円
一般財源	175百万円

(2) 石炭博物館模擬坑道復旧工事（＋397百万円）

平成31年4月に火災が発生した夕張市石炭博物館模擬坑道の復旧工事等を行うため、必要な経費を計上するもの。

(財源) 国支出金	174百万円
道支出金	9百万円
地方債	214百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

令和4年度

【一般会計】

(1) 歳入

国道支出金の増（＋337百万円）、繰入金の減（▲358百万円）、地方債の増（＋251百万円）、その他の増（＋332百万円）により562百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋15百万円）、物件費の増（＋10百万円）、維持補修費の増（＋31百万円）、建設事業費の増（＋187百万円）、繰出金の減（▲11百万円）、その他の増（＋330百万円）により562百万円の増

令和5年度

(1) 歳入

地方税の増（＋157百万円）、地方譲与税の減（▲15百万円）、地方交付税の減（▲19百万円）、国・道支出金の増（＋223百万円）、繰入金の増（＋615百万円）、地方債の増（＋789百万円）、その他の減（▲47百万円）により1,703百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋61百万円）、物件費の増（＋775百万円）、維持補修費の減（▲95百万円）、扶助費の減（▲144百万円）、建設事業費の増（1,048百万円）、公債費の減（▲110百万円）、繰出金の減（▲36百万円）、その他の増（＋204百万円）により1,703百万円の増

Ⅲ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

人件費について、全国都市最低水準を基本とした適切な比較を踏まえ、給料月額
額の削減率の改定を行うことから、計画本文を次のとおり変更する。

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

【変更前】

- ・給料月額は7%削減とする。

【変更後】

- ・給料月額は5%削減とする

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】 (令和4年度計画)

(単位: 百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	810	810	-	
	地方譲与税	47	47	-	
	地方交付税	4,971	4,971	-	
	国・道支出金	3,022	3,358	337	【国】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 +235 【国】都市構造再編集集中支援事業費補助金 +95 【国】出産・子育て応援交付金 +4
	繰入金	1,500	1,143	▲358	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 ▲67 財政調整基金繰入金 ▲288
	地方債	1,219	1,469	251	診療所建設事業債 +93 過疎対策事業債 +97 模擬坑道復旧事業債 +61
	その他	1,543	1,875	332	夕張まちづくり寄付金 +325 まち・ひと・しごと創生寄附金 +7
	合計	13,111	13,672	562	
歳出	人件費	1,288	1,303	15	退職手当(普通退職者) +15
	物件費	1,449	1,459	10	ふるさと納税システム等利用料 +4 出産・子育て応援事業 +2 本庁舎光熱水費 +2
	維持補修費	339	370	31	市道除排雪経費 +29
	扶助費	1,665	1,665	-	
	建設事業費	2,581	2,768	187	市立診療所等移転改築 +186
	公債費	3,513	3,513	-	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	-	
	繰出金	843	832	▲11	
	その他	1,434	1,764	330	幸福の黄色いハンカチ基金積立金 +325 出産・子育て応援事業 +3 国庫支出金過年度還付 +2
合計	13,111	13,672	562		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

(令和5年度計画)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	755	913	157	国有資産等所在市町村交付金 +108 個人市民税 +41 固定資産税 +16 入湯税 ▲10
	地方譲与税	57	43	▲15	森林環境譲与税 +6 地方揮発油譲与税 ▲8 自動車重量譲与税 ▲12
	地方交付税	4,986	4,967	▲19	普通交付税 ▲19
	国・道支出金	1,645	1,868	223	【国】都市構造再編集中支援事業費補助金 +151 【国】道路メンテナンス補助金 +144 【国】文化財保存事業費関係補助金 +174 【国】障害者自立支援給付費負担金 ▲101 【国】社会資本整備総合交付金 ▲161 【道】子どものための教育・保育給付交付金 +44 【道】介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 +16 【道】障害者自立支援給付費負担金 ▲50
	繰入金	659	1,274	615	財政調整基金繰入金 +325 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +269 石勝線代替輸送確保基金繰入金 +18
	地方債	297	1,086	789	診療所建設事業債 +629 模擬坑道復旧事業債 +214 道路橋りょう整備事業債 +79 公営住宅建設事業債 ▲137
	その他	906	858	▲47	各種交付金 +19 寄附金 +15 財産収入 ▲29 使用料及び手数料 ▲41
	合計	9,305	11,008	1,703	
歳出	人件費	1,212	1,273	61	会計年度任用職員に係る給料・職員手当・共済費 +121 一般職員に係る給与・職員手当・共済費 ▲53
	物件費	800	1,575	775	ふるさと納税特産品送付委託料 +119 市営住宅管理業務委託料 +98 老朽住宅除却工事 +56 市立診療所移転業務委託料 +55 体育施設管理業務委託料 +50 ふるさと納税システム等利用料 +49 旧市立診療所物品等廃棄業務 +44 給食調理業務委託料 +24
	維持補修費	402	307	▲95	浄化槽保守委託料 ▲32 市営住宅修繕修繕 ▲46
	扶助費	1,582	1,438	▲144	施設型給付費 +68 生活扶助等給付費 ▲22 障害者福祉サービス給付費 ▲186
	建設事業費	502	1,550	1,048	石炭博物館模擬坑道復旧工事 +395 診療所等建設工事 +389
	公債費	3,581	3,470	▲110	起債元金 ▲37 起債利子 ▲74
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	855	819	▲36	介護保険事業会計繰出金 +41 国民健康保険事業会計繰出金 ▲23 公共下水道事業会計繰出金 ▲25 後期高齢者医療給付費負担金 ▲38
	その他	373	577	204	水道事業会計補助 +89 夕張支線代替輸送運営費等補助 +18
	合計	9,305	11,008	1,703	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）**第一 総括的事項****一 同意基準の策定方針等**

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二 計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。